

**佐賀県告示第95号**

佐賀県自然保護巡視員規程（昭和51年佐賀県告示第281号）の一部を次のように改正し、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月29日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(巡視員の指揮監督)</p> <p><b>第3条</b> 巡視員の指揮監督は、県民環境部<u>有明海再生・自然環境課長</u>（以下「課長」という。）が行う。</p>	<p>(巡視員の指揮監督)</p> <p><b>第3条</b> 巡視員の指揮監督は、県民環境部<u>有明海再生・環境課長</u>（以下「課長」という。）が行う。</p>